

静岡市残置森林等の維持管理協定に関する実施要領

平成18年4月1日から適用

平成22年4月1日から適用

第1 目的

この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。）第10条の2の規定により許可を受けた開発行為（以下「開発行為」という。）に伴い残置又は造成された森林・緑地や調整池及び沈砂池（以下「残置森林等」という。）について、協定を締結することにより、開発行為の完了後の残置森林の保全及び善良な維持管理を図り、もって残置森林が有する環境保全機能が適正に維持されることを目的とする。

第2 協定の締結

当該開発行為を行おうとする者（以下「開発行為者」という。）は、開発行為の完了後の残置森林等について、土地所有者等と協議の上、これらを管理する者（以下「管理者」という）を定めた上で、開発完了前に市長、静岡県中部農林事務所長及び静岡市森林における開発行為の許可に係る指導要綱第2条第2号に規定する周辺自治会との間で、残置森林等の維持管理に関する協定を締結するよう努めるものとする。

なお、やむを得ない理由で周辺自治会と協定が締結できない場合には、開発行為者は静岡市長及び静岡県中部農林事務所長と協定を締結するものとする。

第3 適用

第2に規定する協定は、平成22年4月1日以降に完了した開発行為に適用する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

様式第 1 号< 4 者協定>

静岡市残置森林等の維持管理協定書

森林法（昭和 26 年法律第 249 号、以下「法」という。）の開発許可（以下「林地開発許可」という。）を受けた開発行為（以下「開発行為」という。）に伴い残置又は造成した森林・緑地や調整池及び沈砂池（以下「残置森林等」という。）を適正に維持管理するため、残置森林等の保全及び管理を行う〇〇〇〇を「甲」、静岡市長を「乙」、静岡県中部農林事務所長を「丙」、〇〇自治会を「丁」として、次のとおり協定（以下「協定」という。）を締結する。

（協定の対象）

第 1 条 協定の対象となる開発行為は、下記の許可を受けたものとする。

開発行為の許可年月日 及 び 番 号	
開発行為の完了年月日	

2 残置森林等の所在場所と区域は、下記のとおりとする。

残置森林等の所在場所	（別添一覧表としても良い。）
残 置 森 林 等 の 区 域	別添平面図及び位置図のとおり ※調整池及び沈砂池が含まれる場合は、構造図を添付すること

（協定の期間）

第 2 条 協定の期間は次のとおりとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日から

平成〇〇年〇〇月〇〇日まで （※5 年間を標準とする。）

ただし、協定の期間が満了するときは、甲、乙、丙及び丁が協議して、この協定の内容及び継続等について、見直しを行うものとする。

（残置森林等の保全及び管理）

第 3 条 甲は、残置森林等の有する公益的機能に配慮し、協定期間中は残置森林等を適正に保全及び管理し、異常が認められた際には臨機の措置をとること。

2 甲は、森林・緑地の状況に応じて、下刈や除伐などの保育作業のほか、補植や吹付などを行い、これらの有する公益的機能の維持及び速やかな回復を図るものとする。

3 甲は、やむを得ず残置森林等の区域で森林以外の土地利用をしようとするときは、乙、丙及び丁と協議のうえ、協定の内容を変更するか又は新たに協定を締結するものとする。

（森林の計画な施業）

第 4 条 甲は、法第 5 条に規定する地域森林計画及び法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画の対象となる残置森林等は、当該計画に沿って施業しなければならない。

（伐採届）

第 5 条 甲は、法第 5 条に規定する地域森林計画の対象となる残置森林等の区域で立木を伐採するときは、法第 10 条の 8 に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」を静岡市長に提出しなければならない。

(状況調査)

第6条 甲は、乙及び丙が行う残置森林等の保全及び管理の状況調査に協力するものとする。また、この調査を行うにあたり、丁が同行する場合は、これを受け入れること。

(承継)

第7条 甲は、残置森林等に関する権利を譲渡するときは、譲渡先の権利者に対し、協定条項を承継して乙、丙及び丁と協定を締結するよう求めるものとする。

(法令の遵守)

第8条 甲は、残置森林等に関して法令に定める規定があるときは、当該法令の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第9条 甲は、この協定の期間が終了したときは、乙、丙及び丁と協議してこの協定の内容に準じた協定を締結するように努め、引き続き残置森林等の適正な維持管理に努めるものとする。

2 残置森林等の取扱いでこの協定に定めがない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議をしてその取扱いを定めるものとする。

この協定締結の証として、本証4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 (管理者)

乙 住所
氏名 (静岡市長)

丙 住所
氏名 (静岡県中部農林事務所長)

丁 住所
氏名 (自治会長)

※ 添付する平面図及び位置図は、原則として林地開発許可申請書記載要領に準じて作成すること。
また、林地開発行為完了届で提出した平面図及び位置図を活用しても良い。

様式第2号<3者協定>

静岡市残置森林等の維持管理協定書

森林法（昭和26年法律第249号、以下「法」という。）の開発許可（以下「林地開発許可」という。）を受けた開発行為（以下「開発行為」という。）に伴い残置又は造成した森林・緑地や、調整池及び沈砂池（以下「残置森林等」という。）を適正に維持管理するため、残置森林等の保全及び管理を行う〇〇〇を「甲」、静岡市長を「乙」、静岡県中部農林事務所長を「丙」として、次のように協定（以下「協定」という。）を締結する。

（協定の対象）

第1条 協定の対象となる開発行為は、下記の許可を受けたものとする。

開発行為の許可年月日 及 び 番 号	
開発行為の完了年月日	

2 残置森林等の所在場所と区域は、下記のとおりとする。

残置森林等の所在場所	（別添一覧表としても良い。）
残置森林等の区域	別添平面図及び位置図のとおり ※調整池及び沈砂池が含まれる場合は、構造図を添付すること

（協定の期間）

第2条 協定の期間は次のとおりとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日から

平成〇〇年〇〇月〇〇日まで （※5年間を標準とする。）

ただし、協定の期間が満了するときは、甲、乙及び丙が協議して、この協定の内容及び継続等について、見直しを行うものとする。

（現況の保全及び調査並びに残置森林等の保全及び管理）

第3条 甲は、残置森林等の有する公益的機能に配慮し、協定締結後5年間は森林の現況を保全するものとする。協定期間中は残置森林等を適正に保全及び管理し、異常が認められた際には臨機の措置をとること。

2 甲は、森林・緑地の状況に応じて、下刈や除伐などの保育作業のほか、補植や吹付などを行い、これらの有する公益的機能の維持及び速やかな回復を図るものとする。

3 甲は、やむを得ず残置森林等の区域で森林以外の土地利用をしようとするときは、乙及び丙と協議のうえ、協定の内容を変更するか又は新たに協定を締結するものとする。

（森林の計画な施業）

第4条 甲は、法第5条に規定する地域森林計画及び法第10条の5に規定する市町村森林整備計画の対象となる残置森林等は、当該計画に沿って施業しなければならない。

（伐採届）

第5条 甲は、法第5条に規定する地域森林計画の対象となる残置森林等の区域で立木を伐採するときは、法第10条の8に規定する「伐採及び伐採後の造林届出書」を静岡市長に提出しなければならない。

(状況調査)

第6条 甲は、乙及び丙が行う残置森林等の保全及び管理の状況調査に協力するものとする。

(承継)

第7条 甲は、残置森林等に関する権利を譲渡するときは、譲渡先の権利者に対し、協定条項を承継して乙及び丙と協定を締結するよう求めるものとする。

(法令の遵守)

第8条 甲は、残置森林等に関して法令に定める規定があるときは、当該法令の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第9条 甲は、この協定の期間が終了したときは、乙及び丙と協議してこの協定の内容に準じた協定を締結するように努め、引き続き残置森林等の適正な維持管理に努める者とする。

2 残置森林等の取扱いでこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙が協議をしてその取扱いを定めるものとする。

この協定締結の証として、本証3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 (管理者)

乙 住所
氏名 (静岡市長)

丙 住所
氏名 (中部農林事務所長)

※ 添付する平面図及び位置図は、原則として林地開発許可申請書記載要領に準じて作成すること。
また、林地開発行為完了届で提出した平面図及び位置図を活用しても良い。